

平成22年度 相模原市 指導監査基準 法人運営編

項 目	頁	項 目	頁
I 組織運営		IV 会計	
1 定款	1	1 資産管理	17
2 役員		2 会計管理	
(1) 定数・現員	1	(1) 予算	20
(2) 選任・任期	1	(2) 会計処理	
(3) 適格性	2	ア) 経理規程	21
3 理事		イ) 管理組織の確立	21
(1) 適格性	3	ウ) 現金の保管	21
(2) 代表者	6	エ) 本部経理区分の収入、支出	22
4 監事・監査	6	オ) 固定資産	23
5 理事会	8	カ) 寄附金	23
(1) 審議状況	8	キ) 契約事務	24
(2) 記録	9	(3) 債権債務の状況	26
6 評議員・評議員会	10	(4) 公益事業	26
II 事業		(5) 収益事業	26
1 事業一般	12	(6) 決算及び財務諸表	27
2 社会福祉事業		(7) その他	28
(1) 運営状況	12		
(2) 事務手続	13		
3 公益事業	13		
4 収益事業	13		
III 管理			
1 人事管理			
(1) 任命関係	13		
2 その他	14		

法人運営

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
I	組織運営					
1	定款	1 定款準則に準拠していること。	定款準則が改正された際には、所轄庁の指示に従って改正を行なっていること。	定款準則	・定款準則に準拠していない。(軽微なものはB)	C
		2 定款の変更が所定の手続を経て、遅滞なく行われていること。	定款を変更しようとする際は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、所轄庁の認可を受けなければならないこと。なお、以下①～③の変更事項の場合は、所轄庁へ届出で足りること。 ① 事務所の所在地の変更 ② 資産に関する事項の変更(基本財産の増加に限る) ③ 公告の方法の変更 また、評議員会を設置している法人については、あらかじめ評議員会の意見を聴くこと。	社会福祉法第43条 社会福祉法施行規則第3条 定款準則第25条 社会福祉法施行規則第4条第1項 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条 審査基準第3-4-(2)	・定款変更が所定の手続きを経ていない。 ・定款変更の手続きが遅延している。	C B
2	役員 (1) 定数・現員	3 役員の数不足が生じていないこと。	役員は、理事6名以上、監事2名以上で数不足が生じていないこと。法律上はその定数の3分の1までは数不足が認められているが、1名でも数不足が生じた場合には、できる限り速やかに補充を行うこと。	社会福祉法第37条 審査基準第3-6-(2) 定款準則第5条備考 審査基準第3-2-(3)	・理事が6名以上選任されていない。 ・監事が2名以上選任されていない。 ・役員に数不足が生じている。	C C B
	(2) 選任・任期	4 役員の選任手続が定款の定めに従って行われていること。	理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱していること。なお、評議員会を設置しなければならない法人にあっては、評議員会において役員を選任していること。	社会福祉法第36条 定款準則第7条 審査基準第3-4-(3) 定款準則第7条備考	・役員の選任手続が定款の定めに従って行われていない。(軽微なものはB)	C
		5 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。	役員の任期は2年を超えることができない。ただし、再任を妨げない。なお、任期は具体的な日付(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日)になっていること。 また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間となっていること。	社会福祉法第36条第2項 審査基準第3-6-(3) 定款準則第6条	・役員の任期が明確になっていない。 ・役員の任期が2年を超えている。 ・補欠の役員の任期が、前任者の残任期間を超えている。	C C C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(3) 適格性	6 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	次の欠格事由を有する者が選任されていないこと。 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員	社会福祉法第36条第4項	・欠格事由に該当する者が役員に選任されている。	C
	7 関係行政庁の職員が法人の役員になっていないこと。	関係行政庁の職員が法人の役員となることは公私分離の原則に照らし適当ではないこと。 ただし、社会福祉協議会、社会福祉事業団にあつては、次のとおりであること。 ① 社会福祉協議会にあつては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。 ② 社会福祉事業団にあつては、理事、監事には市職員が相当数選任されることはやむを得ないが、3分の1程度は民間学識経験者、社会福祉事業関係者から選任されるよう配慮されていること。	審査基準第3-1-(1) 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について(通知)別紙第1-5-(2)	・関係行政庁の職員が役員になっている。	C
	8 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないこと。		審査基準第3-1-(2)	・実際に法人運営に参画できない役員を選任している。	C
	9 地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長や役員に就任していないこと。	社会福祉事業団については、理事長は市長とし、民生部(局)長が副理事長又は理事に加わるものと規定されていることから、本事項は適用しない。	審査基準第3-1-(3) 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について(通知)別紙第1-5-(1)	・特定の公職にある者が慣例的に役員に就任している。	C

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定							
3 理事 (1) 適格性	10	役員報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。	役員報酬は、役員報酬規程等を整備したうえで勤務実態に即して支給しており、役員の地位にあることによるのみ支給していないこと。	定款準則第8条 審査要領第3-(6)	・勤務実態に即していない役員報酬が支給されている(軽微なものはB)。 ・役員報酬規程等の整備をせずに報酬を支給している。 ・役員報酬規程と支給実態に差異がある。	C C C							
	11	各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超過して選任されていないこと。	<p>次の親族等の特殊の関係がある者が、定款に定める数を超過して選任されていないこと。</p> <p>① 当該役員と親族関係(6親等内血族、配偶者、3親等内の姻族)にある者</p> <p>② 当該役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>④ 上記②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者</p> <p>⑥ 上記①から④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人</p> <p>※ 親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超過してはならないこと。</p> <table border="1" data-bbox="869 1209 1451 1359"> <thead> <tr> <th>理事定数</th> <th>その役員以外の親族等の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6～9名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10～12名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>13名以上</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>	理事定数	その役員以外の親族等の人数	6～9名	1名	10～12名	2名	13名以上	3名	社会福祉法第36条第3項 審査基準第3-2-(2) 審査基準第3-2-(4) 定款準則第5条備考(2)	・定款に定める親族等の特殊の関係にある者の数を超過して理事が選任されている。
理事定数	その役員以外の親族等の人数												
6～9名	1名												
10～12名	2名												
13名以上	3名												

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	<p>12 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>13 社会福祉事業について学識経験を有する者、又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。</p>	<p>当該社会福祉施設を建設する者や当該社会福祉施設に物品を納入する者等は、社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行なう者と考えられるので、それらの者が理事総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>次の学識経験を有する者、又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。</p> <p>《学識関係者》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉に関する教育を行う者 ② 社会福祉に関する研究を行う者 ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 ④ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 <p>《地域の福祉関係者》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体等の役職員 ② 民生委員、児童委員 ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間福祉団体の代表者等 ④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者 ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員 ⑥ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者 <p>なお、社会福祉協議会にあつては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えていること。</p>	<p>審査基準第3-2-(5)</p> <p>審査基準第3-2-(6)</p> <p>審査基準第3-2-(8)</p> <p>審査要領第3-(1)、(2)</p>	<p>・当該法人が運営する事業に密接に関連する理事が3分の1を超えている。</p> <p>・学識経験を有する者、又は地域の福祉関係者が理事として参加していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(2) 代表者	14 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上理事として参加していること。 ただし、評議員会を設置していない法人は、施設長等の施設職員である理事が理事総数の3分の1を超えていないこと。	施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設長等が理事として参加していること。 また、評議員会を設置していない法人にあっては施設長等の施設職員である理事が理事総数の3分の1を超えていないこと。	審査基準第3-2-(7) 審査要領第3-(3)	・施設長等が理事として参加していない。 ・評議員会を設置していない法人で、施設長等の理事が理事総数の3分の1を超えている。	B C
	15 理事長は、各理事の意見を尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令に基づき、その内容を登記していること。	代表権を有する理事を制限する場合は、定款にその定めをし、組合等登記令に基づき、その内容を登記していること。	社会福祉法第38条 審査基準第3-2-(2) 定款準則第5条第3項 同条備考(4)、(5) 定款準則第9条第1項 組合等登記令第2条第4号	・理事長が、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていない。 ・代表権の制限を行う場合に、その内容を登記していない。	C C
	16 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事になっていないこと。	理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有していないこと。	社会福祉法第38条 審査基準第3-2-(2)	・親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有している。	C
4 監事・監査	17 理事長の職務代理が指名されていること。	任期ごとにあらかじめ指名していること。 また、理事長個人と利益相反及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が職務を代理すること。	定款準則第10条	・理事長の職務代理が指名されていない。	B
	18 監事は、理事・評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	監事は、理事・評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。 ただし、監事が、苦情解決体制に係り置かれる第三者委員を兼任することについては、差し支えないこと。	社会福祉法第41条 審査基準第3-3-(1) 苦情解決指針(通知)	・当該法人の職務を兼任している。	C

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	19	<p>監事のうち一人は社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。</p> <p>また、監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。</p>	<p>監事は、法人の財産状況等の監査を行なうものであるから、うち一人は社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、一人は「社会福祉事業について学識経験を有する者、又は地域の福祉関係者」であること。</p> <p>なお、「地域の福祉関係者」については、自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員、その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者は含まない。</p>	<p>審査基準第3-3-(2)、(3)</p> <p>審査要領第3-(2)</p>	<p>・監事の資格が不適切である。</p>	B
	20	他の役員と親族等の特殊な関係のある監事がないこと。	理事の適格性に準ずる。	審査基準第3-3-(4)	・他の役員と親族等の特殊な関係のある監事がいる。	C
	21	当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行なう者が監事になっていないこと。		審査基準第3-3-(5)	・当該法人に係る施設の整備、運営と密接に関連する業務を行なう者が監事になっている。	C
	22	理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計画書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。		社会福祉法第40条第1号、第2号 定款準則第11条第1項	<p>・監事監査が行われていない。</p> <p>・監査内容が不十分である。</p>	C B
	23	監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁（相模原市長）に報告後、法人において保存されていること。		社会福祉法第40条第3号、第5号 審査基準第3-3-(2) 定款準則第11条第2項、同条備考	<p>・監事監査報告書が適正に作成されていない。（軽微なものはB）</p> <p>・監事監査報告書の理事会等への報告、法人における保存がされていない。</p>	C C

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
5	理事会 (1) 審議状況	<p>24 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款で定める定足数を満たして、有効に成立していること。</p> <p>25 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>26 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がないこと。</p>	<p>理事会の開催手続きについては、次のとおり行なわれていること。</p> <p>① 理事会は、理事長が招集していること。</p> <p>② 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集していること。</p> <p>③ 理事会に議長を置き、議長はその都度選任していること。</p> <p>④ 理事会は、理事総数の3分の2以上が出席し、その議事を開き、議決していること。</p> <p>⑤ 持ち回りによる理事会の開催をおこなっていないこと。</p> <p>理事会の議決については、次のとおり行なわれていること。</p> <p>① 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及び定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお議長は、可否同数のときより前の議決をしていないこと。</p> <p>② 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わっていないこと。</p> <p>③ 議決権を他の理事に委任していないこと。</p> <p>④ 書面による表決を認めるときは、定款に定め、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び付議事項についての意思を表示していること。</p>	<p>定款準則第9条</p> <p>定款準則第9条第5項～第8項 同条備考(2)、(3)、(4)、(5)</p> <p>審査基準第3-2-(1) 定款準則第9条備考(2)、(3)</p>	<p>・定款の定めに従った理事会の開催を行っていない。(軽微なものはB)</p> <p>・議決が有効に成立していない。(軽微なものはB)</p> <p>・理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいる。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(2)記録	27	理事会の要議決事項について、審議され、議決が行なわれていること。	<p>次の要議決事項について、定款の定めに従って、審議され、議決が行なわれていること。</p> <p>① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>③ 定款の変更</p> <p>④ 合併</p> <p>⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>⑥ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項</p> <p>⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更</p> <p>⑧ 施設長の任免その他重要な人事</p> <p>⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く)</p> <p>⑩ 役員報酬に関する事</p> <p>⑪ その他、この法人の業務に関する重要事項</p> <p>なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長専決規程を整備し、専決したものであるについては、これを理事会で報告すること。</p>	<p>社会福祉法第24条</p> <p>審査基準第2-2-(2)イ</p> <p>定款準則第8条第3項、第9条第1項、同条備考(1)、第12条第2項、同条備考一(評議員会の権限)の条、第14条、第17条、第18条第1項、第20条、第21条、同条備考一、二、第23条、第24条、第25条第1項、第27条</p>	<p>・理事会の要議決事項が審議、議決されていない。(軽微なものはB)</p>	C
	28	議事録は、正確に記録され保存されていること。	<p>理事会の議事録は、次の事項が記載されていること。</p> <p>① 開催年月日</p> <p>② 開催場所</p> <p>③ 出席者氏名(定数)</p> <p>④ 議案</p> <p>⑤ 議案に関する発言内容</p> <p>⑥ 議案に関する表決結果</p> <p>⑦ 議事録署名人(議長及び当該理事会において選任された理事2名)の署名又は記名押印、その年月日</p>	<p>定款準則第9条第1項、同条備考(1)</p> <p>定款準則第9条第8項</p>	<p>・理事長が専決する事項について、専決規程等が定められていない。</p> <p>・議事録が正確に記録されていない、又は保存されていない。(軽微なものはB)</p>	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定								
6 評議員・評議員会	29 評議員会を設置していること。 ただし、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業、保育所を営営する事業、介護保険事業のみを行う法人については、この限りではない。	<p>評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴いていること。</p> <p>なお、社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を営営する事業と併せて、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は保育所を営営する事業のみを行っている社会福祉法人が平成21年4月2日以降に両事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合には、平成24年3月31日までに評議員会を置くものとする事。</p>	<p>審査基準第3-4-(1)、(2)</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(1)</p> <p>審査要領第3-(4)</p>	<p>・評議員会を設置していない。</p>	C								
	30 評議員の定数及び現員は、理事の定数の2倍を超えていなければならないこと。		<p>社会福祉法第42条第2項</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(2)</p>	<p>・評議員の定数及び現員が理事の定数の2倍を超えていない。</p>	C								
	31 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が、定款の定める数を超えて選任されていないこと。	<p>親族等特殊の関係がある者が、評議員の定数に 応じて、以下の人数を超えていないこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評議員定数</th> <th>その評議員以外の親族等の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6～9名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10～12名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>13名以上</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>	評議員定数	その評議員以外の親族等の人数	6～9名	1名	10～12名	2名	13名以上	3名	<p>定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第2項、同条備考</p>	<p>・定款に定める親族等の特殊の関係にある者の数を超えて評議員が選任されている。</p>	C
	評議員定数	その評議員以外の親族等の人数											
6～9名	1名												
10～12名	2名												
13名以上	3名												
32 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。	<p>理事の適格性に準ずる。</p>	<p>審査基準第3-4-(4)</p>	<p>・当該法人に係る施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が評議員の3分の1を超えている。</p>	C									

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
		33 地域の代表が参加していること。	<p>社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表が参加していること。</p> <p>なお、社会福祉協議会にあつては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア団体の代表者が参加していること。</p>	審査基準第3-4-(5)、(6)	・評議員に地域の代表が参加していない。	B
		34 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。	<p>評議員の選任については、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者を理事会の同意を経て、理事長が委嘱していること。</p>	審査基準第3-4-(3) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条第2項から第6項	・評議員の選任、評議員会の開催、審議が定款の定めに従い行われていない。(軽微なものはB)	C
		35 評議員会の議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。		定款準則第12条備考一(評議員会)の条第6項から第8項、同条備考(3)	・議決が有効に成立していない。	C
		36 理事会の審議事項のうち、評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴いていること。	<p>次の要議決事項について、定款の定めに従って、審議され、議決が行なわれていること。</p> <p>① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>③ 定款の変更</p> <p>④ 合併</p> <p>⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>⑥ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</p>	<p>審査基準第3-4-(2) 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、同条備考</p> <p>審査要領第3-(5)</p>	<p>・評議員会の要審議事項について、あらかじめ意見を聴いていない。</p> <p>・審議内容に不備がある。</p>	C
		37 評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。		定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第1項	・評議員会への欠席が継続している評議員がいる。	B

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
II 事業	1 事業一般	38 議事録は正確に記録され、保存されていること。	理事会の記録に準じる。	定款準則第12条備考一(評議員会)の条第9項	・議事録が正確に記録されていない、又は保存されていない。(軽微なものはB)	C
		39 定款に記載されている事業が行われていること。		審査基準第1	・定款に記載されている事業が行われていない。	C
		40 定款に記載されていない事業を行っていないこと。		審査基準第1 定款準則第21条備考一(種別)の条第2項(注)	・定款に記載されていない事業を行っている。	C
		41 公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。		審査基準第1	・公益的取組が、積極的に実施されていない。	助言
	2 社会福祉事業 (1) 運営状況	42 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。		審査基準第1-1-(1) 運営費局長通知 運営費課長通知	・社会福祉事業が当該法人の事業のうち主たる地位を占めていない。	C
	43 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。	福祉サービスを必要とする地域住民が、あらゆる活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に取り組んでいること。	社会福祉法第4条、第5条	・関係機関との連絡、地域社会との協調が図られていない。	B	

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(2)事務手続	44 事業の開始、変更及び停止等に係る所要の手続が遅滞なく行われていること。	事業に係る所要の手続が、次のとおり遅滞なく行われていること。 1 施設を設置する第一種社会福祉事業 ① 施設設置の届出…事業の開始前 ② 変更の届出…変更の日から1月以内 ③ 事業の廃止の届出…廃止の日の1月前 2 施設を設置しない第一種福祉事業及び第二種社会福祉事業 ① 事業の開始の届出…事業開始の日から1月以内 ② 変更の届出…変更の日から1月以内 ③ 事業の廃止の届出…廃止の日から1月以内	社会福祉法第62条～第64条、第67条～第69条	・事業の開始、変更及び停止等に係る所要の手続を行っていない。 ・事業の開始、変更及び停止等に係る所要の手続が遅滞している。	C B
3 公益事業	45 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。	公益事業は、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。 また、社会通念上公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行っていないこと。	審査基準第1-2-(1)、(2)、(5) 審査要領第1-2	・公益事業が、社会福祉と関係を有しない、又は、公益性を有するものでない。	C
4 収益事業	46 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事者の兼務により、本来の業務に支障を来たしていないこと。		社会福祉法第26条第1項 審査基準第1-3-(4)	・収益事業の実施が、本来の業務に支障をきたしている。	C
III 管理 1 人事管理 (1) 任命関係	47 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を得ていること。		審査基準第3-6-(4) 定款準則第12条第2項	・施設長の任免に当たって、理事会の議決を得ていない。	B
	48 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的な計画を立て、研修を実施すること。	法人の安定的な運営を図るため、中・長期的な視点に立ち、職員の資質向上を実現する方策として、研修の方針や計画を立てていること。	社会福祉法第90条第1項	・職員研修の具体的な計画が立てられていない、又は研修が実施されていない。	B

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2	その他	48 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。	<p>社会福祉法人は、法人の業務及び財務状況に関する書類に、監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供していること。</p> <p>なお、法人の業務及び財務等に関する情報はインターネットを活用するなどにより、自主的に公表することが適当であること。</p> <p>また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報も同様の方法で公表することが適当であること。</p>	社会福祉法第44条第4項、第75条～第77条、第79条 審査基準第3-5-(2) 定款準則第18条第2項	・提供する福祉サービスの内容や法人の財務状況等についての情報提供が適切でない。	B
		49 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの向上を図るための措置を講じていること。	<p>社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう取り組んでいること。</p>	社会福祉法第78条第1項	・サービスの向上を図るための措置を講じていない。	B
		50 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組みが行われていること。	<p>社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に取り組んでいること。(施設指導監査と同時実施の場合は、施設の項目とする。)</p>	社会福祉法第82条	・苦情解決の仕組みへの取組みが行われていない。	C
		51 法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。	<p>法人が登記しなければならない次の登記事項が登記がされていること。</p> <p>なお変更が生じた場合には2週間以内に登記すること。ただし、⑦資産総額の変更については毎年5月末日までに登記すれば足りるものであること。</p> <p>① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所の所在場所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格(任期満了に伴う重任についても同様)</p>	組合等登記令 審査基準第2-1-(1)	<p>・当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていない。</p> <p>・登記が遅延している。</p>	C B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
		⑤ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め ⑥ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ⑦ 資産の総額			

法人会計

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
会計						
1	資産管理 (法人全体)	<p>1 法人が所有する基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理され、財産目録に記載されていること。</p> <p>2 法人が所有する基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行なわれていること。</p> <p>3 法人が所有する基本財産以外の財産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行なわれていること。</p> <p>4 法人が所有する株式の保有は原則として右の場合に限られること。</p>	<p>法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産とし、それぞれが明確に区分管理され、財産目録においても区分表示されていること。</p> <p>資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管することとし、原則、次のような財産又は方法で管理運用していないこと。</p> <p>① 価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）</p> <p>② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）</p> <p>③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）</p> <p>④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）</p> <p>運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限ること。</p> <p>① 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限ること。</p> <p>② 社会福祉法人において、基本財産として寄付された場合に限ること。これは設立時に限らず、設立後に寄付されたものも含む。</p> <p>③ 上記①②の場合は株式の保有が認められるが、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有割合は2分の1を超えてはならないこと。</p>	<p>審査基準第2-2 定款準則第13条、同条備考</p> <p>審査基準第2-3-（1） 定款準則第15条第2項</p> <p>審査基準第2-3-（2）</p> <p>審査要領第2-（8）～ （10）</p>	<p>・財産目録に記載されていない。</p> <p>・財産目録の記載に不備がある。</p> <p>・基本財産の管理運用は、安全、確実な方法で元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行なわれていない。</p> <p>・管理運用に一部不備がある。</p> <p>・基本財産以外の財産の管理運用が安全、確実な方法で行なわれていない。</p> <p>・株式の保有に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
	5 株式の保有が認められる場合において、法人が株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、社会福祉法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の右に定める事項を記載した書類を提出していること。	①名称 ②事務所の所在地 ③資本金等④事業内容 ⑤役員の数及び代表者の氏名 ⑥従業員の数 ⑦当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ⑧保有する理由 ⑨当該株式等の入手日 ⑩当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）を記載した書類を提出すること。	審査要領第2-(11)	・株式の保有が認められる場合において、書類を提出していない。	C
	6 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めていないこと。		審査基準第2-3-(3)	・法人の財産が、価値の変動の激しい財産等価値の不安定又は過大な負担付財産が相当部分を占めている。	C
	7 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。	社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地が基本財産として、所有権登記がされ、不動産登記簿、財産目録と一致していること。	審査基準第2-2-(1)イ	・基本財産が定款に記載されていない。 ・登記事項等に不備がある。	C B
	8 法人が所有する基本財産を相模原市長の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと。	基本財産は、法人存立の基礎であるから、これを処分し、貸与し又は担保に供する場合には事前に相模原市の承認を受けていること。ただし、以下の場合、承認は必要としない。 ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合 ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。） ③ 老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合	審査基準第2-2-(1) ア、第5-1 定款準則第14条 審査要領第2-(5)	・基本財産を相模原市長の承認を得ずに処分し、貸与し又は担保に供している。	C

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
		9 法人が所有する社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、正当な理由なく処分がみだりに行なわれていないこと。	社会福祉事業の存続要件となる運用財産は、正当な理由がなく、処分することは、適当でないので、処分に際しては理事会（評議員会）の承認を経ている等法人が定める方法で行なわれていること。	審査基準第2-2-(2) イ	<ul style="list-style-type: none"> ・管理、処分が適正でない。 ・管理、処分の一部が適正でない。 	C B
		10 法人は不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。	社会福祉事業を行うために直接必要な総ての物件について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。	審査基準第2-1-(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与若しくは使用許可を受けていない。 	C
		11 法人は不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。	法人がその事業を行うに当たって必要な全ての物件は、所有権又は使用する権利を持っていなければならないが、都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、不動産の一部を国又は地方公共団体以外のものから借用する場合は、確実に使用する権利として、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記していること。ただし、審査基準第2-1-(2)の特例に定めるものは除く。	審査基準第2-1-(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権を設定していない。（やむを得ない事情がある場合はB） ・登記をしていない。（やむを得ない事情がある場合はB） 	C C
		12 その他、資産管理に関する事に不適切な事項がないこと。			<ul style="list-style-type: none"> ・重大な問題がある。 ・軽微な問題がある。 	C B

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2 会計管理 (1) 予算 (法人全体)	13	法人の予算は、経理区分ごとに事業計画に基づいて作成されていること。	法人は事業計画をもとに、法人が適用している会計の基準により、資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は経理区分ごとに収入支出予算を編成していること。	6号通知1-(2)	・経理区分ごとに作成されていない。 ・一部不備がある。	C B
	14	公益事業及び収益事業に関する会計は、それぞれ特別会計として会計単位を分けていること。	公益事業及び収益事業に関する会計は、特別会計として独立した会計単位を設けていること。	社会福祉法第26条2項 定款準則第16条	・独立した会計単位になっていない。	C
	15	法人の予算は、定款及び経理規程の定めに従い適正に編成されていること。	予算は毎年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2の同意（評議員会が設置されている法人にあつては、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。）を得ていること。	定款準則第12条備考一 （評議員会の権限の条）、 第17条	・定款及び経理規程違反がある。（軽微な不備がある場合はB）	C
	16	法人の予算は適正に執行されていること。なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。	予算の執行は適正に行なわれていること。 なお、年度の途中で予算額を超える執行が見込まれる場合等の予算の補正に当たっては、理事会の議決（及び評議員会の意見の聴取）を経行われていること。	定款準則第12条備考一 （評議員会の権限）の条、 第17条、第21条	・不適切な執行がある。 ・補正予算の審議が不十分である。 ・理事会（及び評議員会）の同意を得ていない。	C B C
	17	その他、予算に関する事に不適切な事項がないこと。			・重大な問題がある。 ・軽微な問題がある。	C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(2) 会計処理 (本部経理区分) ア) 経理規程	18 経理規程を制定していること。	社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準、指定介護老人福祉施設会計処理等取扱指導指針等、各種関係通知に基づき、会計処理のために必要な事項について、経理規程を作成していること。	定款準則第12条備考一(評議員会の権限の条)、第21条 定款準則第20条 会計基準(局長通知)3-(1)、4-(1) 会計基準(課長通知)1-(1) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知) 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)	・経理規程が整備されていない。 ・経理規程の一部に不備がある。	C B
イ) 管理組織の確立	19 本部経理区分に会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。	会計責任者は理事長により任命されており、辞令の交付、事務分担表に記載する等その権限を明確にしていること。 会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立していること。	会計基準(課長通知)1-(1)	・会計責任者が設置されていない。又は出納職員と兼務している。 ・任命書類が確認できない。	C B
ウ) 現金の保管	20 本部経理区分の現金保管については、保管責任が明確にされていること。	現金保管については、事故防止等の観点から保管責任が明確になっていること。	会計基準(課長通知)1-(1)	・保管責任が明確になっていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
エ) 本部経理区分の 収入、支出	21 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。		310号通知	<ul style="list-style-type: none"> ・支出に充てている。 ・経理規程に経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れられていない。 	B B
	22 小口現金の保有額は、経理規程に定める限度額を超えていないこと。		310号通知	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的に保有限度額が超えている。 	B
	23 法人本部に係る経費は、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の経理区分に属さないものであって、本部に帰属とすることが妥当なものを計上していること。	会計基準に基づき、経理区分を設定し、本部経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の経理区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当な収入支出計上していること。(指導指針により会計処理を行っている場合で、かつ本部会計を設けていない場合を除く。)	310号通知3-(3) 6号通知1-(13)	<ul style="list-style-type: none"> ・経理区分を設定していない。 ・本部経理区分に係る経費の取扱いが適正でない。 	C B
	24 本部経理区分の全ての収入及び支出は、会計責任者の承認を得ていること。	証憑書類を添付し、会計責任者の認印(承認)を受けていること。	310号通知	<ul style="list-style-type: none"> ・会計責任者の認印(承認)を受けていない。 	B
	25 本部経理区分の会計伝票及び請求書等の証憑書類は、適正に整備し保管していること。	会計伝票の内容と証憑書類の内容が一致していること。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存していること。	会計基準第3条 310号通知	<ul style="list-style-type: none"> ・会計伝票、証憑書類が適正に整備、保管されていない。(軽微な不備がある場合はB) 	C
	26 経理規程に定める権限者に月次報告が行なわれていること。	資産、負債、の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、理事長等経理規程で定められた権限者に報告していること。	310号通知	<ul style="list-style-type: none"> ・権限者に月次報告が行なわれていない。 	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
オ) 固定資産	27 法人本部の固定資産は、固定資産管理台帳等に記載され、適正に管理されていること。	適正な資産評価及び減価償却費の計上を行うために、各法人において固定資産管理台帳等の台帳を整備し、固定資産（耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産）の増減を適切な経理区分に計上し、管理していること。	6号通知2	・固定資産が適正に管理されていない。 （軽微なものはB）	C
	28 本部経理区分の固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。（法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得ること。）	固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。	310号通知	・廃棄処分権限者の承認を得ていない。 （法人運営に重大な影響があるものはC）	B
カ) 寄附金	29 金銭の寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入としていること。		6号通知1-(5)①	・寄附金を計上していない。（計上漏れ等状況によりB） ・経理区分が適切でない。	C B
	30 寄附申込者の意思を寄附申込書等により明確に確認するとともに寄附金収入台帳（明細表）を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理していること。	寄附金等を収受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとともに、寄附金収入明細表を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。	6号通知1-(5)②	・寄附金台帳（収入明細表）を作成していない。 ・寄附金台帳に不備がある。	C B
	31 物品寄附は、取得時の時価により金額換算し収入処理を行っていること。（飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。）	寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入に計上するとともに、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上することとする。（飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。）	6号通知1-(5)②	・物品寄付を適正に収入計上していない。	B
	32 金銭の収入に際しては、領収書を発行していること。	金銭の収入に際しては、会計責任者（出納職員を設けている場合は出納職員）の認印を受けた領収書を発行していること。	310号通知	・領収書を発行していない。	B

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定								
キ) 契約事務	33	寄附の受領に際して、原則、法人で定めた権限者による承認が行われていること。	<p>社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。</p> <p>随意契約ができる場合の一般的な基準は次のとおりで、それ以外は入札とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより、一般競争入札に付さなければならないこと。</p> <p>理事長又は契約担当者（理事長の委任を受けた者）以外の者が契約していないこと。また、職員に委任する場合は、辞令等にその委任の範囲が明確になっていること。</p>	契約の種類	金額	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買入れ	160万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円	310号通知 定款準則第9条（備考）	・法人で定める権限者による承認が行われていない。	B
	契約の種類	金額												
	1 工事又は製造の請負	250万円												
	2 食料品・物品等の買入れ	160万円												
	3 前各号に掲げるもの以外	100万円												
34	設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。	指導監査徹底通知5-(4)-エ	・寄附金を強要している。	C										
25	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約を締結した相手（建設請負業者）から、多額の寄附を受けていないこと。	指導監査徹底通知5-(2)-イ	・建設請負業者等から、多額の寄附を受けている。	C										
36	契約については、原則、一般競争入札又は指名競争入札としていること。	7号通知1(3)ア	・入札を行っていない。 ・入札に不備がある。	C B										
37	理事長以外の者が契約を締結している場合は、理事長から委任を受けていること。また、辞令等に委任の範囲が明確になっていること。	7号通知1(2)	・委任を受けず、理事長以外の者が契約を締結している。 ・委任の範囲が明確になっていない。	B B										

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
		38 価格による随意契約の場合、複数の業者から見積書を徴し、適正な価格を客観的に判断するとともに、競争入札が適当でない理由、見積業者選定の理由が明確となっていること。	価格における随意契約は、2社以上の業者から見積を徴し比較する等、適正な価格を客観的に判断し、契約が経理規程に基づいた合理的な理由により行われているとともに執行伺い等に理由が明確になっていること。なお、継続的な取引を随意契約で行なう場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行う等、適正な契約の維持に努めていること。	7号通知1(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な価格を客観的に判断していない。 ・随意契約の理由が明確でない。 	C B
		39 契約締結時において契約書、請書等で契約の履行が確保されていること。	経理規程に定める額を超える契約を行う場合は相手方と契約書を取り交わしていること。契約書の作成を必要としない場合でも軽微な契約を除き、請書等を徴していること。	310号通知	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書が作成されていない。 ・請書等を徴していない。 	C B
		40 その他、会計処理に関する事で不適切な事項がないこと。	会計処理は、法人が定める経理規程に基づいて適正に処理されていること。		<ul style="list-style-type: none"> ・重大な問題がある。 ・軽微な問題がある。 	C B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(3) 債権債務の状況 (法人全体)	41 法人の借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであり、理事会の議決（及び評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。	借入金は、事業運営に支障をきたさない範囲で事業運営上の必要によりなされたものであること。	定款準則第12条備考一（評議員会の権限）の条、第17条、第21条	・理事会（及び評議員会）の同意を得ていない。	C
	42 債権債務関係が証憑書類等によって明確になっていること。	債権債務関係が契約書等の証憑書類等によって明確にされていること。		・債権債務関係が証憑書類等によって明確になっていない。	C
	43 法人の借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その契約が遅滞なく履行されていること。		審査要領第2 - (1)、(2)	・償還がされていない。	C
	44 その他、債権債務に関する事で不適切な事項がないこと。			・重大な問題がある。 ・軽微な問題がある。	C B
(4) 公益事業 (法人全体)	45 会計が社会福祉事業及び収益事業と明確に区別され、特別会計として経理されていること。		法第26条第2項 定款準則第16条	・特別会計として経理されていない。	C
	46 余剰金が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。		審査基準第1-2-(6) 定款準則第21条備考	・余剰金が公益事業、社会福祉事業の経営に充てられていない。	C
(5) 収益事業 (法人全体)	47 会計が社会福祉事業及び公益事業と明確に区別され、特別会計として経理されていること。		法第26条第2項 定款準則第16条	・特別会計として経理されていない。	C
	48 収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。		法第26条第1項 審査基準第1-3-(3) 定款準則第21条備考	・収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(6) 決算及び財務諸表 (法人全体)	49 決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること。	法人は毎会計年度末に決算を行い、当該年度終了後2月以内に法人が定める会計の基準により、資金収支計算書(収支計算書)、事業活動収支計算書(事業活動計算書)、貸借対照表、財産目録及び事業報告書を理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得ていること。	定款準則第12条備考(評議員会の権限の条)、第18条 会計基準(課長通知)1-(3)	・決算の手続きが定款の定めに従い適正に行われていない。 ・決算の手続きに一部不備がある。	C B
	50 計算書類は、経理規程に定められた会計単位・経理区分(会計区分・セグメント)に区分されて作成されていること。	計算書類は、法人の経理規程に定められた会計単位・経理区分(会計区分・セグメント)に区分されて作成されていること。	310号通知 老計第8号通知	・経理規程に定められた会計単位・経理区分で作成されていない。	C
	51 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保管されていること。	法人は、監事の監査を経てから、理事会の認定を得た左記の書類並びにこれらに関する監事の意見を記載した書面を法人の各事務所に備えて置き、適正に保管していること。	法第44条第2項、第4項 審査基準第3-5-(2) 定款準則第18条 会計基準(課長通知)1-(3)	・適正に保管されていない。	B
	52 計算書類は、補助簿、付属明細書、前年度計算書類等との間に整合性があること。	採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更せず、財政及び活動の状況について真実な内容を表示すること。	会計基準第3条	・数値の整合性がない。(軽微なものはB)	C
	53 その他、決算及び財務諸表に関する事で不適切な事項がないこと。			・重大な問題がある。 ・軽微な問題がある。	C B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(7) その他 (法人全体)	54 寄附金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄附金が募集の際の使途に即して使用されていること。	寄附の募集を行なうときは、法73条に基づく許可を得て、法120条に基づき結果を公告していること。また、寄附金の使途についても、許可した内容どおり使用されていること。	法第73条、第120条 施行規則第14条	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けずに行なっている。 ・寄附金の使途が適正でない。 ・一部不備がある 	C
	55 社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。	社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用していないこと。	指導監督徹底通知5-(4)-エ	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金を強要している。 	C
	56 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされていること。	社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、適正に法人に係る会計とは別途管理がされていること。	6号通知1-(6) 指導監督徹底通知5-(4)-エ	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に係る会計と別に管理されていない。 ・適正な管理がされていない。(軽微なものはB) 	C